

東 山 行 政 区 運 営 規 約

(目 的)

第1条 この規約は、東山行政区民相互の親睦を図ると共に、明るく住み良い生活環境を作ることを目的とする。

(組 織)

第2条 東山行政区（以下「東山区」という。）は、みよし市在籍で、弥栄A、弥栄B、東明及び宝栄の各地区に居住している住民で組織するものとする。

2 組織の最小単位は、組とする。

(事業及び会計年度)

第3条 事業及び会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(区役員及び定数)

第4条 東山区に、次の役員を置く。

- | | |
|---------------------|----------|
| (1) 区 長 | 1名 |
| (2) 区長代理 | 1名 |
| (3) 区長代理（会計専任） | 1名 |
| (4) 相談役 | 1名 |
| (5) 区議員議長 | 1名 |
| (6) 区 議 員（区議員議長を含む） | 8名 |
| (7) 大 組 長 | 4名 |
| (8) 組 長 | 各組単位から1名 |

(各種団体及び各種委員)

第5条 東山区に、次の各種団体及び各種委員を置く。

(1) 各種団体

- ①体育委員会 ②いきいきクラブ ③青少年健全育成推進協議会（子育てクラブ、子供会、PTA、ジュニアクラブ）④文教委員会 ⑤市民まつり委員会 ⑥東山囃子保存会 ⑦東山まちづくり委員会 ⑧東山大学会 ⑨消防団 ⑩環境美化推進協議会 ⑪地域安全推進協議会 ⑫生産組合 ⑬遺族会 ⑭自主防犯パトロール隊

(2) 各種委員

- ①民生児童委員 ②保護司 ③青少年補導員 ④生涯学習活動地区推進委員
⑤児童厚生員 ⑥交通委員 ⑦健康づくり地区推進員 ⑧清掃指導員(各地区1名)
⑨女性消防団員 ⑩農業委員 ⑪土地改良区理事 ⑫利水委員 ⑬地区スポーツ委員
⑭花づくり推進員

(区役員の選任及び顧問・アドバイザー)

第6条 区役員は、次により選任されるものとする。

(1) 区長、区長代理、区長代理(会計専任)の三役は、やむを得ない場合を除き原則として4地区の輪番制とし地区推薦又は自薦により区議員会の議を経て、区総会の議決を以って選任する。

(2) 相談役は、前年度区長とする。

(3) 区議員議長は、原則として区議員の中で、4地区の輪番制とし区長が選任する。

(4) 区議員は、各地区から2名を地区推薦又は、自薦により区長が選任する。

(5) 大組長は、各地区の組長の内から互選により選任する。

(6) 組長は、組の自主性により選任する。

2 東山区民の市議会議員は、顧問とすることができる。また、議員経験者を区長の要請によりアドバイザーとして委嘱することができる。

(各種団体の代表者及び役員を選任)

第7条 各種団体の役員は、各地区推薦又は、自薦により区長が選任する。

2 各種団体の代表者は、その団体において推薦又は、自薦により区長が選任する。

(各種委員の推薦)

第8条 区長は、みよし市の要請によって各種委員の候補者を、推薦しなければならない。

(区役員及び各種団体・各種委員の任務)

第9条 区長は、東山区を代表し区行政の一切を処理する。

2 区長代理は、区長を補佐し、区長に事故があるときは、その業務を代行する。

3 区長代理(会計専任)は、区会計事務を担当する。

4 区議員議長は、区議員を代表して区三役を補佐し、区政の運営が円滑に推進するよう努める。

5 区議員は、民意を尊重して区政に参画する。また、区長の招集に応じて会議に臨み議案を審議し議決する。

6 大組長は、各地区組長を代表し総括業務を行い、積極的に区政に協力する。

7 組長は、組の代表として区行政の実務面を分担し、組内への諸事項伝達、各種取りまとめを行うとともに、組内からの意見、要望などを大組長に伝達し、区政に協力する。

8 各種団体及び各種委員は、区長の要請又は指示によって、区政に参画又は協力をする。

(区役員の任期)

第10条 区議員を除く区役員の任期は、1年とし再任は妨げない。

2 区議員の任期は、2年とし再任は妨げない。ただし、各地区の2名は、同じ年度で新旧1名ずつとする。

(区議員会)

第11条 定例区議員会は、区長の招集によって毎月開催をする。

2 区議員会は、区三役、顧問、アドバイザー、相談役、及び区議員で構成し、会議は

3分の2（委任を含む。）以上の出席をもって成立する。議長は区長が行う。

3 区議員会は、東山区政運営の最高決定機関とし、区政運営の諸事項を審議し、出席者の過半数の賛成でこれを決定する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 臨時区議員会は、区長が必要と認めたとき開催することができる。

5 区政運営上疑義が生じたとき、区長は、諮問会の開催を要請し、区議員議長は、区長の諮問について区議員による諮問会を開催し、協議の結果を区長に答申する。

（役員会）

第12条 定例役員会は、区長の招集によって毎月開催する。

2 役員会は、区役員、各種団体の代表者、民生・児童委員、及び区事務員が出席し、議長は区長が行う。

3 役員会は、区長が必要と認めた区政運営の事項を審議し、承認する。

4 臨時役員会は、区長が必要と認めたとき開催することができる。

（総会）

第13条 定時総会は、毎年3月に開催し、一般区民の傍聴を妨げない。

2 定時総会は、区役員（次年度区役員予定者を含む。）各種団体の代表者、及び各種委員の3分の2（委任を含む。）以上の出席者により成立する。

3 臨時総会は、区長が必要と認めたとき開催することができる。

4 臨時総会は、区民（区費納入世帯単位1名）の2分の1（委任を含む。）以上の出席者により成立する。

5 議事は、出席者の過半数で議決する。

6 総会の議長は、区議員議長が行う。

7 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

（1）事業報告及び決算報告

（2）事業計画及び予算

（3）規約の制定改廃

（4）重要なる区有財産の処分、管理

（5）区長、区長代理及び区長代理（会計専任）の選任

（6）その他重要なる事項

（監査）

第14条 区議員は、監査委員2名を区議員の中から推薦し区長が任命する。

2 監査委員は、期中及び年度末に会計監査を行い、その結果を区総会において報告する。

3 監査委員の任期は、2年とする。

（会計）

第15条 区会計は、区費及び市補助金その他で充てる。

（区費）

第16条 区民は、別に定める区費を納入する。

(慶 弔)

第 17 条 東山区における区民の慶事及び弔慰については、次による。

(1) 叙勲及び国家的な表彰などによる慶事については、その都度実行委員会を設けてこれを行う。

(2) その他の慶弔時については、区長の判断によりこれを行行う。

(雑 則)

第 18 条 この規約で定めるもののほか必要な事項は、区三役、区議員会で定める。

(附 則)

- 1 この規約は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規約は、昭和 63 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 3 この規約は、昭和 63 年 12 月 11 日から一部改正施行する。
- 4 この規約は、平成 4 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 5 この規約は、平成 7 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 6 この規約は、平成 14 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 7 この規約は、平成 15 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 8 この規約は、平成 16 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 9 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 10 この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 11 この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 12 この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 13 この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 14 この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 15 この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 16 この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。